

令和8年2月19日  
京丹後市教育委員会

## 学校（園）運営協議会委員及び学校評議員 に係る報酬の遡及支給について

このたび、京丹後市教育委員会において、学校（園）運営協議会委員※1 及び学校評議員（以下「委員等」という。）に対する報酬について、地方自治法の規定に基づく適切な運用を図るため、下記のとおり令和8年度からの報酬の支給及び過年度分の遡及支給を行うことといたしました。今後は適正な事務の徹底に努めてまいります。

### 1 概要

学校（園）運営協議会委員及び学校評議員につきましては、これまで「ボランティア」としての側面を重視し、本市規則において無報酬として運用していました。

一方、京都府教育委員会の指摘を受け、地方自治法等の法令解釈及び弁護士の見解を踏まえ再検討を行った結果、当該委員等は地方公務員法第3条第3項2号に規定される「特別職の非常勤地方公務員」の身分を有することから、地方自治法第203条の2の規定により、報酬の支給が義務付けられていることが判明いたしました。

これを受け、関係規則を改正し、令和8年度からの報酬支給を開始するとともに、消滅時効にかかる直近3か年分について遡及して支給を行うものです。

### 2 遠及支給の内容及び期間

#### (1) 支給内容

- ・報酬 日額 1,000円 ※他市の支給状況を勘案し設定
- ・費用弁償
- ・遅延損害金（民法第404条第2項に基づき、年3%の割合で日割り計算）

#### (2) 支給期間 令和5年度から令和7年度までの3か年分

※労働基準法における賃金請求権の消滅時効の規定に基づき設定

### 3 遠及対象となる職及び人数、支給予定額（見込み）

職名	対象期間	対象見込人数	支給予定額
学校（園）運営協議会委員	令和5年度～7年度	465人	2,214千円
学校評議員	令和5年度～7年度	340人	1,353千円
合計		805人	3,567千円

※3月定例会に提案予定の令和8年度予算額は、令和8年度分を含め4,752千円

### 4 経過

R7.9月	京都府教育委員会から、「学校運営協議会の委員は特別職の非常勤地方公務員の身分を有することから、報酬を支給しなければならない。各教育委員会において、適切に対応をお願いする」旨のメールを受信。
-------	--

R7. 11～ R8. 1月	現状の確認及び法律相談等により今後の対応について協議。学校評議員についても同様に支払義務があることを確認。
R8. 4月以降	令和8年度当初予算可決後、該当者への説明及び遡及支給を行う予定。

## 5 今後の対応

- (1) 関係規則の改正案を令和8年3月開催の教育委員会会議に提案予定。
- (2) 令和8年度予算成立後、対象となる委員等に対し速やかに説明を行うとともに、遡及分の支給事務を進めます。
- (3) 今後は、関係法令の解釈について確認を徹底し、適正な事務執行に努めます。

### ※1 学校（園）運営協議会委員の名称について

令和6年度までの名称は「学校運営協議会委員」令和7年度以降の名称は「学園運営協議会委員」。

#### （名称変更の経過）

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限をもって学校運営に参画することで、学校の教育目標やビジョンを皆で共有し、共に子どもたちを育て、よりよい学校づくりをしていくことを目的に設置しています。

本市では、保幼小中一貫教育の取組と連携し、中学校区（学園）ごとに協議会を設置しているという実態に合わせるため、名称変更を行いました。

#### お問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課 上羽、上田  
電話：0772-69-0620